

産業保健における歯科の関り

2025年9月7日 徳島県歯科医師会

徳島大学大学院医歯薬学研究部口腔保健衛生学分野
福井 誠

産業保健 (Occupational health)

産業保健の意義と目的 (ILO、WHO 合同委員会による)

・意義

労働者の災害や疾病を未然に防ぎ、その健康保持と増進に努めること。

・目的

①すべての労働者の身体的・精神的・社会的福祉を最高度に維持・増進させること。

②作業条件に起因する疾病を予防すること。

③健康に不利な環境から労働者を保護すること。

④労働者の生理的・心理的特性に適応する作業環境に配置すること。

⇒作業を人に適応させ、個々の労働者をその作業に適応させること。

公衆衛生がみえる 2024-2025 (メディックメディア社) より引用

産業保健

(労働衛生、労働安全衛生)とは

産業活動のなかで労働者における**作業関連疾患**を医学的に解明、予防し、労働者の健康を維持するため、**労働者の健康対策**を行う領域である。

かつては特定の職業、作業に特有の職業病を主な対象として、それらの環境要因、人的要因などについて原因究明と対策を行ってきたが、現在は事務作業なども含めて**労働者の総合的な健康増進**を図るものとなっている。

法律・政令・省令・告示・通達

1. 法律: 国会が制定。国が企業等にその遵守を強制するもの。(労働安全衛生**法**、安衛法)
2. 政令: 法律の委任を受けて内閣が制定法の適応範囲等を規定。(労働安全衛生法施行**令**、施行令)
3. 省令: 専門の行政機関が制定具体的な措置等を規定。(労働安全衛生**規則**、安衛則)
4. 告示: 各省の大臣が制定。一定の事項を法令に基づき広く知らせる周知行為。
5. 通達: 行政機関内部の文書。法令の解釈や具体的な行政の運用指針(指導)等を指示したもの。

法令

労働安全衛生法は労働基準法と相まって**労働災害防止**のためのための基準やそのための責任体制に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における**労働者の安全と健康**を確保するとともに、**快適な職場環境**の形成を推進することを目的とする。

(3) 自主的活動の促進の措置

安全管理、産業医の選任、健康診断、快適な職場環境の形成のための措置などを規定。

職業性疾患(職業病)とは、特定の職業に従事することにより罹る、もしくは罹る確率の非常に高くなる疾患の総称である。

職業病は労働環境や作業条件により引き起こされる人為的とも言える疾患で、原因を除去することで予防可能である。職業病の予防のためにも職場の環境や作業条件の管理・改善が必要となってくる。

職業性疾病は労働者が一時的に有害要因にばく露することによっておこる「災害性疾病(外傷、腰痛、火傷など)」と、長期の慢性的な曝露によって起こる「職業病(中毒、職業がん、アレルギーなど)」に区分される。

労働基準法では、特定の職業や業務との因果関係が確立された「業務上疾病」として、以下の項目を規定している。

(10)、(11)により、例示疾病の追加・見直しや個別の認定ができる規定内容となっている。

- (1)業務上の負傷に起因する疾病
- (2)業務の内容、職場環境、取扱物質などに起因し医学経験上発生する蓋然性の高い特定の疾病、物理的因子による疾病
(放射線障害、紫外線・赤外線レーザー・マイクロ波などによる眼疾患・皮膚疾患、熱中症・熱傷・凍傷、潜水病・高山病、騒音による難聴、超音波作業による手指等の壊死など)
- (3)身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病
(振動による末梢循環・神経障害、不自然な作業姿勢などによる腰痛、腱鞘炎など)
- (4)化学物質等による疾病(化学物質に起因する呼吸器疾患・皮膚疾患、酸素欠乏症など)
- (5)粉塵を飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺と合併した疾病
- (6)細菌、ウィルス等の病原体による疾病
- (7)がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病
(石綿業務による肺がん又は中皮腫など)
- (8)脳・心臓疾患(過労死) (9)精神障害(過労自殺)
- (10)その他厚生労働大臣の指定する疾病 (11)その他業務に起因することの明らかな疾病

The diagram illustrates the Safety Management System (安全管理体制) with the following components and relationships:

- 事業者 (Business Owner)** (Top level, light blue box)
- 総括安全衛生管理者 (Comprehensive Safety and Health Manager)** (Second level, light blue box with shadow, selected by 選任)
- 産業医 (Industrial Doctor)** (Third level, white box with shadow, provides 助言指導 (Advice/Guidance) to the Comprehensive Manager)
- 衛生委員会 (Health Committee)** (Bottom left, white box, receives 意見具申 (Opinion Submission) from the Business Owner and 参加 (Participation) from the Industrial Doctor)
- 衛生管理者 (Safety and Health Manager)** (Bottom center, white box, receives 指揮 (Command) from the Comprehensive Manager and 参加 (Participation) from the Health Committee)
- 安全管理者 (Safety Manager)** (Bottom right, white box, receives 指揮 (Command) from the Comprehensive Manager and 参加 (Participation) from the Safety Committee)
- 安全委員会 (Safety Committee)** (Bottom far right, white box, receives 意見具申 (Opinion Submission) from the Business Owner and 参加 (Participation) from the Safety Manager)

Key relationships and actions shown:

- 選任 (Appointment):** From 事業者 to 総括安全衛生管理者.
- 指揮 (Command):** From 総括安全衛生管理者 to 衛生管理者 and 安全管理者.
- 助言指導 (Advice/Guidance):** From 産業医 to 総括安全衛生管理者.
- 意見具申 (Opinion Submission):** From 事業者 to 衛生委員会 and 安全委員会.
- 参加 (Participation):** From 産業医 to 衛生委員会; from 衛生委員会 to 衛生管理者; from 安全管理者 to 安全委員会.

労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制
(常時50人以上労働者を使用する事業所)

労働安全衛生法による一般的な管理体制

・衛生委員会

常時50人以上の労働者を使用する事業所は衛生委員会を設け、月一回以上の開催をしなければならない。

産業医は委員とならなければならない。

・衛生管理者

常時50人以上の労働者を使用する事業所は、事業所の規模に応じて衛生管理者を選出しなければならない。

・産業医

常時50人以上の労働者を使用する事業所は、医師の中から産業医を選出し、労働者の健康管理そのほかの事項を行わせなければならない。

労働安全衛生法による一般的な管理体制

・産業歯科医

産業歯科医は一定の有害業務に50人以上の労働者が従事する場合のみ職務が生じるが、法的な名称は規定されていない。

歯科医師は歯およびその支持組織に関する事項について適宜「意見を聴取される」ことがある。事業者又は総括安全衛生管理者に対し、当該労働者の健康障害（歯又はその支持組織に関するものに限る。）を防止するため必要な事項を勧告することができる。

・労働衛生コンサルタント

労働衛生コンサルタントの名称を用いて、労働者の衛生水準の向上をはかるため、事業所の衛生についての診断およびこれに基づいて指導をおこなうことを業とする。

産業医と産業歯科医の比較

表 1-4-1 法の構成からみた歯科医師の位置¹⁾ (矢崎、藤田)

職 務	医師		歯科医師	
	健康管理	一般健康診断 特殊健康診断	特殊健康診断	
対象者数	50人以上	1人以上	1人以上	
担当者	要件を備えた医師	医 師	歯科医師	
安衛法	産業医 健康管理等を行う	・一般健康診断を行う ・特殊健康診断を行う ・意見聴取される ²⁾	・（特殊）健康診断を行う ・意見聴取される ²⁾	
施行令	50人以上の事業場	健康診断を行う 有害な業務	健康診断を行う有害な業務	
安衛則	産業医の職務 a 作業環境管理 b 作業管理 c 健康管理 d 健康教育, 健康相談 e 衛生教育その他	・各種規則における 各種健康診断 ・意見聴取される	有害業務に50人以上 産業歯科医の機能 ³⁾ a 産業医職務事項の うち歯科の事項に ついて意見聴取さ れる ²⁾ b 健診後、必要な勧 告	有害業務に50人未満 歯科医師の機能 ・健診後、意見聴取 される

注¹⁾ 表 1-4-1 は法の構成からみた比較であり、表 1-4-2 は総合的な比較である。
²⁾ 意見聴取は、健診後、異常所見のある者について行われる。意見聴取は事業者の職務。
³⁾ 「産業歯科医」という言葉は安衛則の見出しにあるのみで、その定義等の記述はない。

表 1-4-2 産業医と産業歯科医（労働安全衛生法関係） ¹⁾ (矢崎、藤田)			
項 目	産業医（医師）	産業歯科医（歯科医師）	根 拠
定 義	あ り ²⁾	な し	法第 13 条
選任規定	労働者、常時 50 人以上 ³⁾	な し	法第 13 条
要 件	一定の要件を備えた医師	歯科医師	法第 13 条
対 象	全業種	一定有害業務 ⁴⁾	法第 13 条
専門領域	全 般	歯およびその支持組織に限る	則第 14 条他
一般健康診断	あ り	な し ⁵⁾	法第 66 条
特殊健康診断	各 種	一定有害業務	法第 66 条
健康診断結果 意見聴取について	あ り	あ り	法第 66 条の 4 則第 51 条の 2 通達（平成 8 年）
特殊健康診断結果 報告義務	労働者数によらずあり	労働数によらずあり	各規則
労働衛生管理一般 について	勧告、指導、助言等	一定有害業務に 50 人以上の場合、歯、その支持組織に関する事項について適時、意見聴取される。衛生管理者には指導、助言できる	法第 13 条 則第 14 条 通達（昭和 47 年）
健康診断結果につ いて意見、勧告	あ り	あ り	法第 66 条の 4 則第 14 条
職場巡視	少なくとも 2 月に 1 回	必要な情報として行う ⁶⁾	則第 15 条 則第 15 条の 2 指針（平成 8 年）
安全衛生委員会	委員	衛生管理者として出席	法第 18、19 条 通達（昭和 47 年）
50 人未満事業場の 健康管理	医師、保健師	な し	法第 13 条の 2 則第 15 条の 2
健康診断後の 保健指導	医師、保健師	な し	指針（平成 8 年）

注¹⁾ 主に、産業医と産業歯科医の比較を示したが、医師、歯科医師の比較も含む。
²⁾ 「あり、なし」は法的な記述の有無を示す。
³⁾ 以後、「50 人以上」は、常時 50 人以上の労働者数を示す。
⁴⁾ 令 22 条第 3 項に定められる業務。
⁵⁾ 通達では、歯周疾患予防、啓発指導が推奨されている。
⁶⁾ 意見聴取に必要な情報として職場巡視を求めることができる。

労働安全衛生規則第14条

(産業医及び産業歯科医の職務等)

第14条

1. 産業医の定義

2. 産業医の資格要件

3. 4. 産業医の職務上の権限

5. 事業者は、令第22条第3項の業務に**常時50人以上の労働者**に従事させる事業場については、第1項各号に掲げる事項のうち当該労働者の**歯又はその支持組織に関する事項について、適時、歯科医師の意見を聴くようにしなければならない。**
6. 前項の事業場の労働者に対して**法第66条第3項の健康診断**を行なった**歯科医師は**、当該事業場の事業者又は総括安全衛生管理者に対し、当該労働者の**健康障害(歯又はその支持組織に関するものに限る。)**を防止するため必要な事項を勧告することができる。

産業医と産業歯科医の比較

- ① 産業歯科医という立場が明示されていない。

産業医の資格要件

1. 研修終了者(厚生労働大臣指定)
2. 産業医科大学卒業後、実習履修者
3. 労働衛生コンサルタント試験(保健衛生)合格者
4. 医科大学の労働保健に関する科目を担当する教授、准教授、(常勤)講師
(産業歯科医は特に資格要件なしだが、日本歯科医師会が開催している**産業歯科医研修会**を受講した歯科医師には日本歯科医師会から産業歯科医認定証が発行される。)

- ② 産業歯科医の**選任義務**がない。

- ③ **有害業務以外の業務**に従事する労働者に対しての歯科保健管理事項は示されていない。すなわち、通常の歯科的健康を対象とした管理は**法(労働安全衛生法)**の対象外である。

※改正THP指針(第69条に基づく指針、R2 4月～改正)により、歯科保健指導が盛り込まれるようになった。

- ④ 産業歯科医が職場を**定期的に巡視**する業務、権限は明示されていない。

安全衛生対策 (労働衛生の3管理、5管理)

① 作業環境管理・・・良好な作業環境を得るための管理

作業環境の種々の有害要因を排除し、さらに快適な作業環境を維持することを目的とする。

- ・**作業場の環境モニタリング**による健康障害因子の発生抑制、隔離、除去、遠隔操作
- ・**許容濃度、管理濃度**を設定し、作業環境測定士らによる作業環境測定を行い、その結果を適切に評価
- ・職場の適切な温度・湿度、照明、騒音管理をはじめ、休憩室やシャワー室の設置
- ・禁煙対策など
- ・4S(整理・整頓・清潔・清掃) 5S(+躰) 6S(+習慣)

安全衛生対策 (労働衛生の3管理、5管理)

② 作業管理・・・産業疲労対策と有害要因暴露防止対策

職業性疾患の予防という観点から、作業自体を管理すること。

- ・作業のコントロールによる健康障害因子の作業者への侵入抑制
- ・曝露時間の抑制による有害物質の生体への侵入抑制
- ・作業方法、姿勢、労働時間、休憩時間、休日の設定など

安全衛生対策（労働衛生の3管理、5管理）

③ 健康管理

労働者の健康を継続的に観察し、職業性疾患の予防、衛生管理の改善・向上を図ること を目的とする。

・**作業者のモニタリング**による健康障害の早期発見、早期治療、体力作りによる健康増進

④ 労働衛生教育（産業保健教育）

労働災害や職業性疾病を防止するために、機械や設備や取り扱い物質の有害性について適切な教育を実施するとともに、労働者の健康指導・教育も行う。

⑤ 総括管理（労働衛生管理体制）

上記4つの管理を計画的に総合的な労働衛生対策を行うため、総括管理者や産業医、衛生管理者等で管理体制を構築する。

各種の特殊健康診断

健康診断名	対象者	根拠法令
じん肺健康診断	粉じん作業	じん肺法
鉛健康診断	鉛取扱い作業	鉛中毒予防規則
四アルキル鉛健康診断	四アルキル鉛取扱い作業	四アルキル鉛中毒予防規則
有機溶剤健康診断	有機溶剤取扱い作業	有機溶剤中毒予防規則
特定化学物質健康診断	特定化学物質取扱い作業	特定化学物質障害予防規則
高気圧作業健康診断	高気圧作業・潜水作業	高気圧作業安全衛生規則
石綿健康診断	石綿取扱い作業	石綿障害予防規則
電離放射線健康診断	放射線・放射性物質取扱い作業	電離放射線障害防止規則
歯科特殊健康診断	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄リン取扱い作業	

職場における健康診断

・一般健康診断

労働者の一般的な健康状態を調べる健康診断 6種類（安衛法第66条）

雇入時・定期、特定業務従事者、海外派遣労働者、結核、給食従業員の検便

定期健康診断は1年に1回は必ず実施する（特定業務従事者は6か月に1回）

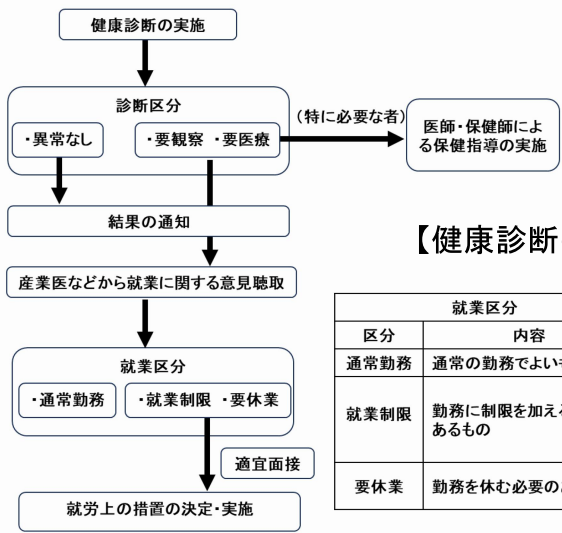
一般健康診断の種類と定期健康診断の健診項目

	対象	実施時期	基本検査項目
雇入時の健康診断	常時使用する労働者の全て	雇い入れ時 (3カ月以内の健診でも代用可)	① 既往歴・業務歴 ② 自覚症状・他覚症状の有無 ③ 身長、体重、腹囲、視力、聴力(1,000Hz、4000Hz)
定期健康診断		1年以内ごとに1回 (定期的に)	④ 胸部X線検査 ⑤ 血圧
特定業務従事者の健康診断	特定の業務に常時従事する労働者*	配置換え時、6カ月以内ごとに1回 (定期的に)	⑥ 尿検査(尿中の糖、蛋白の有無) ⑦ 貧血検査(赤血球数、血色素量) ⑧ 肝機能検査(AST<GOT>、ALT<GPT>、γ-GTP) ⑨ 血中脂質検査(LDL/HDLコレステロール、中性脂肪)
海外派遣労働者の健康診断	海外に6カ月以上派遣される労働者	派遣前、帰国後	⑩ 血糖検査 ⑪ 心電図検査
給食従事者の検便	事業附属の食堂・炊事場の給食業務に従事する労働者	雇い入れ時、配置換え時	検便

* 特定業務従事者の対象
① 高熱物体・暑熱 ② 低温物体・寒冷 ③ 有害放射線 ④ 土石、獣毛などの粉じん ⑤ 異常気圧 ⑥ 振動
⑦ 重激な業務(重量物など) ⑧ 騒音 ⑨ 坑内 ⑩ 深夜業 ⑪ 水銀、ヒ素、黄リンなどの有害物取り扱い
⑫ 鉛、水銀、クロムなどの有害物のガス、蒸気、粉じんを発生する場所における業務 ⑬ 病原体汚染
⑭ その他厚生労働大臣が定める業務

【健康診断結果措置指針】

健康診断後、事業者は労働者ごとに、医師等(医師、歯科医師)による診断区分(異常なし、要観察、要医療、要治療)の判定を受け、就業区分とその内容に関して医師等の判断を求める。事業者は、意見を聴く医師等に対し、必要に応じて労働者にかかわる情報、職場巡視の機会などを提供する。



【健康診断の流れと事後措置】

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	労働時間の短縮、出張・時間外労働・労働負荷の制限、作業・就業場所の転換、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休職・給食等により一定期間勤務させないなど

トータル・ヘルスプロモーション・プラン(THP)

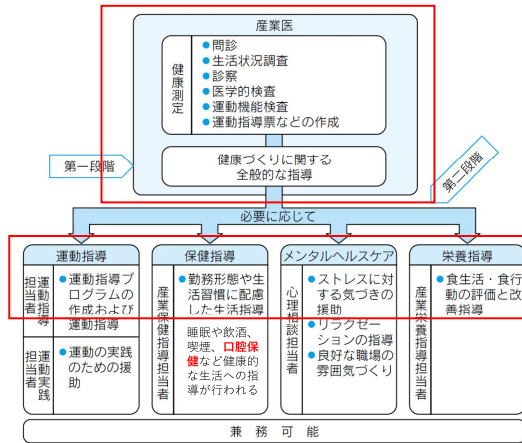


図 7-11 ▶ THP における健康づくりスタッフと役割
(厚生労働統計協会 編：国民衛生の動向 2017/2018、厚生労働統計協会、2017)

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」にそって実施される、すべての働く人を対象とした、総合的な「心とからだの健康づくり運動」

トータル(心身両面にわたる)ヘルス(健康保持)プロモーション(増進)プラン(対策)

まず産業医が中心となって**健康測定**を行ない(第一段階)、必要に応じて**運動指導と保健指導**を行なう。特に必要な労働者に対しては**心理相談と栄養指導**を実施する。(第二段階)

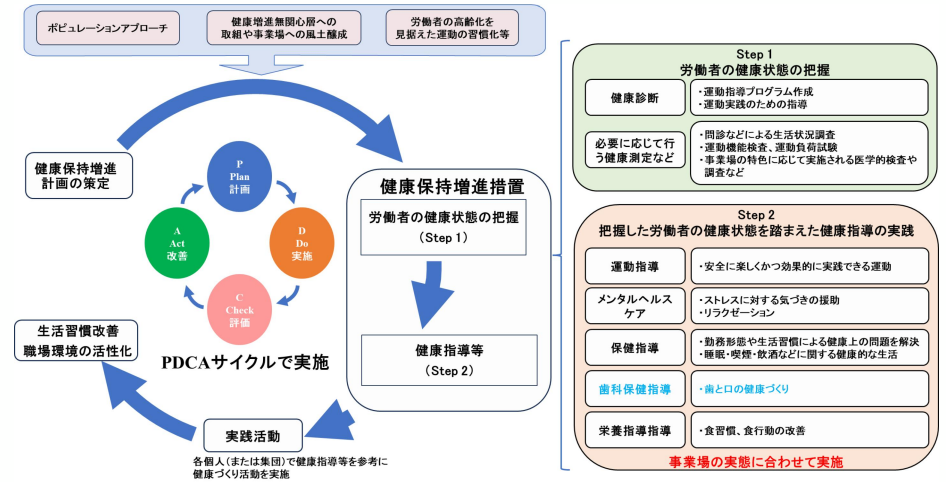
労働者の心身両面の健康保持増進措置

労働者が健康で能力を十分に発揮できる職場環境を形成することが重要

精神面での健康問題が課題となっており、事業場における総合的な労働衛生管理の一環として、健康作り対策のなかに**メンタルヘルスケア**を位置づけ、その推進を図る必要がある。

精神的労働災害
(職場における自殺)の予防と対応

改正THP指針(R2 4月～)



事業場外資源の活用

- 健康保持増進に関する支援を行う外部機関(スポーツクラブ等)
- 医療保険者
- 地域資源(医師会・歯科医師会等)
- 産業保健総合支援センター

22

THPと特定保健指導の比較

	トータル・ヘルスプロモーション・プラン(THP)	特定健康診査・特定保健指導
目的	生活習慣病の予防	
着眼点	心身両面にわたる健康づくり	内臓脂肪型肥満
根拠法	労働安全衛生法	高齢者の医療の確保に関する法律
実施者	事業者	医療保険者
対象	全ての労働者 (40歳未満や異常所見のないものも対象)	40歳から74歳までの被保険者、被扶養者

職場のメンタルヘルス対策の推進(ストレスチェック)の改正について

厚生労働省
ひと・くらし・みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

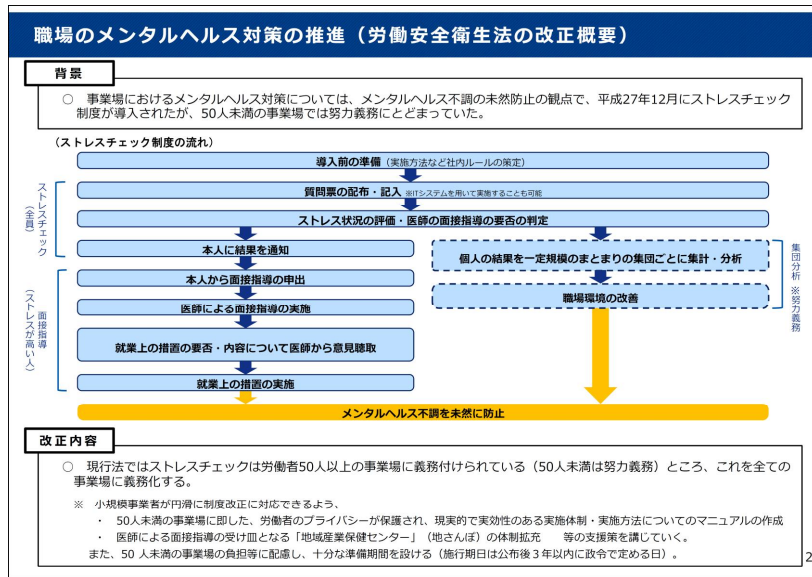
令和7年8月20日
第8回 ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会
資料 1

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について
(報告)

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

24

職場のメンタルヘルス対策の推進 (ストレスチェック)の改正について



対象従業員数の変更

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要
改正の趣旨
多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。
改正の概要
1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 （労働安全衛生法） 既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、 ① 注文書等が請ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。 ② 個人事業者等自身が請ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。
2. 職場のメンタルヘルス対策の推進 （労働安全衛生法） ○ ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。 その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。
3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進 （労働安全衛生法、作業環境測定法） ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。 ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。 なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。 ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。
4. 機械等による労働災害の防止の促進等 （労働安全衛生法） ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。
5. 高齢者の労働災害防止の推進 （労働安全衛生法） ○ 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等 このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。
施行期日
令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3④は公布後5年以内に政令で定める日）

職域における口腔保健

・職業性口腔疾患防止

「産業歯科保健」

・**職業性の口腔疾患**を早期に発見し、発症・進行を予防するため、職場環境の改善・配置換えなど、必要な処置を行わせる。

・口腔健康保持・増進

「職域」歯科保健

→成人歯科保健中心

・労働者自身が**口腔健康増進**のため良好な保健行動を実施できるよう、口腔内の問題点や日常生活上の気付きを支援する。

・口腔疾患を早期に発見し、必要なものには歯科受診を行わせる。

産業歯科保健の概要

労働者の歯および口腔の健康を守り、作業による障害を防止し、生産の向上を高め、あわせて労働者自身の健康の保持増進を図ることを目的とする。

法規関係

酸等扱う歯・歯周組織に対して有害な業務には、法律により規定がある。

労働安全衛生法第66条第3項で事業者が政令（労働安全衛生法施行令第22条第3項）で定めている有害業務に対しては、労働省令で定める方法で歯科医師に健康診断を行わせなければならないと規定され、規則（労働安全衛生規則第48条）には、健康診断についての規定がなされている。

【労働安全衛生法第66条第3項】

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

【労働安全衛生法施行令第22条第3項】

法第66条第3項の政令で定める有害な業務は、**塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。**

【労働安全衛生規則第48条】・・・歯科医師による健康診断
事業者は、令第22条第3項の業務に常時従事する労働者に対し、
その雇入れの際、当該業務への配置換えの際及び当該業務についた後6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

【労働安全衛生規則第52条】・・・健康診断報告

常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四条又は第四十五条の健康診断(定期のものに限る。)を行つたときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。⇒令和4年10月より、人数を問わず報告書を提出ことになった。(一人以上の労働者)

2 事業者は、第四十八条の健康診断(定期のものに限る。)を行つたときは、遅滞なく、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

代表的な職業性の口腔疾患

歯の酸蝕症について

①歯の酸蝕症(職業性疾患として)

職業性疾患としての歯の酸蝕症は、物理・化学的原因によって発生した実質欠損を伴う歯の疾病で、職業病として原因の明らかな場合の呼称である。(生活習慣の中で発生しているう蝕や酸蝕症と区別する。)

②歯の酸蝕症が発生しやすい職場

一般的には蓄電池工場、メッキ工場、肥料工場、顔料・染料工場、火薬製造工場、鉱金工場等の無機酸や有機酸を扱う製造行程がある事業所。

③歯の酸蝕症の発生部位

作業条件が悪い時代では、臼歯部までの全歯牙まで発生する可能性があったが、(現在あるとしたら)通常上下額の前歯部に見られることが多い。



図 1-5-1 歯の酸蝕症例、製造業、酸洗浄作業、下前歯のスリガラス様変化(近藤、矢崎)



図 1-5-2 歯の酸蝕症例、製造業、酸洗浄作業、上前歯、左下側切歯は修復歯(近藤、矢崎)



図 1-5-3 歯の酸蝕症例、バッテリー製造(北村)



図 1-5-4 歯の酸蝕症例、染料工業(日本大学歯学部衛生学教室)

歯科医師のための産業保健入門(第8版、口腔保健協会)より引用

表 1-5-1 歯の酸蝕症の診断基準

± (E0) : エナメル質表面の軽度腐食(表面欠損), あるいは疑問型
第1度 (E1) : 欠損がエナメル質内にとどまるもの
第2度 (E2) : 欠損が象牙質に達しているもの
第3度 (E3) : 欠損が歯髄または歯髄近くまで及んだもの
第4度 (E4) : 歯冠部が大きく(またはおよそ2/3以上)欠損したもの

(注) 1. 第1度～4度はE1～E4と略してもよい。Eはdental erosionを意味する。E1～E4は、ほぼう蝕のC₁～C₄をイメージしたものである。ただし、E4はう蝕のように残根あるいは抜歯適応症を意味するものではない。

2. 酸蝕によるエナメル質の非薄化により、透明性増加、変色、着色などがみられることがある。

3. ± (E0) には次の3種類のものが含まれる。

①酸蝕症か正常か不明のもの(軽度酸蝕症の疑い)

②職業性か否か不明のもの(酸蝕度にかかわらず職業性酸蝕症の疑い)

③何らかの理由で確定診断ができないもの

(上田喜一、衛生学・公衆衛生学、医歯師薬出版、1971)を矢崎がE0を新設ほか改変(1994)

E1の兆候が見られた時点で、作業環境管理対策などが講じられる必要がある。

業務上疾病としての歯の酸蝕症の認定基準(労災補償における治療対象基準)

「歯牙の摩滅損耗により象牙質が露出するに至ったもの(昭和27年、基発第646号)」

基発:労働基準局長名で発する通達

⇒E2以上と思われるときは労災問題に発展することがある

表 1-5-2 歯の酸蝕症の鑑別診断（矢崎，近藤）				
障 害	主原因	部 位	形	その他
職業性 歯牙酸蝕症	ガス	前歯唇面	皿状	職歴が必須
	蒸気	（犬歯は少ない）	鈍緑，光沢	口唇の位置に関連することもある
	ミスト，粉じん	切縁側	咬耗を伴えば鋭緑	年齢に無関係
食物性 歯牙酸蝕症	柑橘類 清涼飲料水など	前臼歯	皿状，鋭緑 非薄化	前臼歯の広範囲 年齢に無関係
胃腸疾患性 歯牙酸蝕症	逆流胃液	上顎口蓋側 前臼歯	シャンファー状 歯肉縁下エナメル質残存	病歴（神経性胃炎，十二指腸潰瘍，食道裂孔ヘルニア）
摩耗症	歯みがきなど	犬歯，小臼歯	半円状，V 状 鋭緑	強い外力による損耗 外力により形が異なる
咬耗症	咬合 咀嚼	咬合面	平坦 鋭緑	高年齢者に多い
う蝕症	ブラーク	前臼歯	不定	軟化象牙質あり

（注）シャンファー（Chamfer）状：円く縁取りをしたような実質欠損の状態
ミスト（mist）：液状の微粒子が空気中に浮遊しているもの

職業性疾患としての歯の酸蝕症の発生は、事業場にとって**医学的にも法的にも対応を迫られる問題**
→**歯科医師の軽率な診断と行動は事業場に思わぬ混乱を与える事にもなるため慎重な診断が求められる。**

歯科医師のための産業保健入門（第8版，口腔保健協会）より引用

歯科健康診断結果報告の改正について

労働者数にかかわらず歯科健康診断の報告が必要になります。

- 概要
 - 労働安全衛生法第66条第3項及び労働安全衛生規則第48条に基づき、有害な業務（※）に従事する労働者に対しては、雇入れ・配置替え等の際及び、その後6カ月以内ごとに一回、定期的に、歯科健康診断を行うことが必要です。
 - 法令改正により、**令和4年10月1日から**歯科健康診断を行った事業者は、**労働者数にかかわらず、遅滞なく歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出**することが必要となりました。
 - それに伴い「定期健康診断結果報告書（安衛則様式第6号）」から、歯科健康診断に係る記載欄を削除し、新たに「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」が作成されるなど、所要の改正が行われました。
 - ★ 報告対象は拡大されましたが、**歯科健診が必要となる対象は変更されていません**。また、労働者の福利厚生の一環として行われる事がある一般的な歯科健診とは異なりますのでご注意ください。

※ 有害な業務
労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第3項において、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されています。

口腔に症状を現す物質と職業性疾患

原因	原因物質	疾病名及び口腔症状
金 属	鉛	鉛中毒、顔面蒼白、鉛緑、歯肉炎、味覚の異常
	水 銀	水銀中毒、歯肉炎、口内炎、唾液分泌異常（流涎）、金属味
	クロム	粘膜のクロム潰瘍、口蓋及び扁桃に潰瘍性口内炎
	蒼 鉛	歯肉に青紫の色素沈着（蒼鉛緑）、唾液分泌異常（流涎）
	銅	緑色の歯石沈着
	カドミウム	歯頸部に黄色のカドミウム環（カドミウムリング）
ハロゲン	フッ素	カタル性・潰瘍性口内炎、 歯の腐食
	塩 素	カタル性・潰瘍性口内炎
	臭 素	カタル性・潰瘍性口内炎、歯肉の着色
	ヨウ素	カタル性・潰瘍性口内炎、歯肉の着色
その他の無機物	ヒ 素	歯肉炎、口内炎、骨疽
	リン（黄リン）	潰瘍性口内炎、 骨疽（腐骨の形成）

（日本歯科医師会編：産業衛生，一世出版，東京，1982。）

口腔に症状を現す物質と職業性疾患

原因	原因物質	疾病名及び口腔症状
酸 類	硫酸、硝酸、塩酸、酢酸、蟻酸など	歯の酸蝕症
アルカリ類	苛性ソーダ、苛性カリ、炭酸ソーダなど	口腔粘膜の剥離
ガ ス	亜硫酸ガス	歯の酸蝕症
有機化合物	アニタン	口唇チアノーゼ、歯肉に青紫の色素沈着
	タール	口内炎、歯肉炎、歯肉癌
	ベンゾール	口内炎、チアノーゼ、唾液分泌異常
ニトロ化合物	ニトロベンゼンなど	粘膜、特に口唇のチアノーゼ、歯肉の色素沈着
	PCB	歯肉の色素沈着（青紫色）
粉 塵	鉱物性および金属性	じん肺症、 歯の摩耗症 、歯肉炎、 歯石沈着
作業と習慣	ガラス吹き、菓子味見、高圧作業など	歯の摩耗症 、前歯部の半月状欠損、 歯の転移 、歯肉肥大、 う蝕 、 歯痛など
感染症	微生物	流行性潰瘍性口内炎、カタル性口内炎、歯肉の腫脹

（日本歯科医師会編：産業衛生，一世出版，東京，1982。）

令和6年4月1日～

新たな化学物質規制(化学物質の自律的管理)の全面施行

リスクアセスメント対象物質健診の開始

令和6年4月現在、歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断

→GHS分類において歯科領域の有害性情報があり、職業性曝露による**歯科領域への影響が想定される5物質**が対象

- ・クロルスルホン酸
- ・三臭化ほう素
- ・5, 5－ジフェニル－2, 4－イミダゾリジンジオン
- ・臭化水素
- ・発煙硫酸

原因物質	GHS記載口腔症状
クロルスルホン酸 (クロロ硫酸)	歯の障害
三臭化ほう素	歯の障害 (歯の脱灰および歯肉の変化)
5, 5－ジフェニル－2, 4－ イミダゾリジンジオン (フェントイン)	歯肉の過形成
臭化水素	歯の障害 (歯の脱灰および歯肉の変化)
発煙硫酸	歯の障害

厚生労働省：職場のあんぜんサイト(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)を参考に作成

今後、産業保健における歯科の関りが増えてくるものと思われる。
→歯科医師に向けた周知が急がれる。

労働安全衛生法 第八章 免許等

(登録教習機関)

第七十七条

二 技能講習にあつては別表第二十各号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する**知識経験を有する者が技能講習を実施**

十一 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習、有機溶剤作業主任者技能講習及び石綿作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科講習	健康障害及びその予防措置に関する知識
	一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	作業環境の改善方法に関する知識
	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	保護具に関する知識
	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	関係法令
	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。
	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

歯科医歴が要件となる安全衛生関係技能講習講師

安衛法別表第20第11号関係

- ・特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- ・鉛作業主任者技能講習
- ・有機溶剤作業主任者技能講習
- ・石綿作業主任者技能講習

健康障害及びその予防措置に関する知識

一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務*に従事した経験を有するものであること。

二 前号に掲げる者と**同等以上の知識経験を有する者※**であること。

*：実務とは、管理、監督、指導、設計等の業務をいうこと。

※：健康障害及びその予防措置に関する知識について同等以上の知識経験を有する者

- ・**医師(歯科医師)として5年以上の経験を有する者**
- ・**薬剤師として7年以上の経験を有する者**

十二 酸素欠乏危険作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科講習	酸素欠乏症及び救急そ生に関する知識 一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
保護具に関する知識	一 学校教育法による大学において医学又は大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
実技講習	救急そ生の方法 一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
酸素の濃度の測定方法	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

十三 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科講習	酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識 一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
保護具に関する知識	一 学校教育法による大学において医学又は大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
実技講習	救急そ生の方法 一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
酸素及び硫化水素の濃度の測定方法	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

歯科医歴が要件となる安全衛生関係技能講習講師

安衛法別表第20第12号、13号関係

- ・酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

学科講習

酸素欠乏症及び救急そ生に関する知識

酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識

- 一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務*に従事した経験を有するものであること。
- 二 前号に掲げる者と**同等以上の知識経験を有する者※**であること。

*：実務とは、管理、監督、指導、設計等の業務をいうこと。

※：健康障害及びその予防措置に関する知識について同等以上の知識経験を有する者

- ・医師(歯科医師)として**5年以上の経験を有する者**
- ・薬剤師として**7年以上の経験を有する者**

職域における口腔保健

・口腔健康保持・増進

(「職域」歯科保健)

成人期(20歳～60歳)の歯科保健対策が中心

・労働者自身が口腔健康増進のため良好な保健行動を実施できるよう、口腔内の問題点や日常生活上の気付きを支援する。

・口腔疾患を早期に発見し、必要なものには歯科受診を行わせる。

必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるもの

- 1 第一号関係
- (1) 研修の科目の範囲等
- ア 研修は、次の表の科目の欄に掲げる研修科目に応じ、それぞれ同表の範囲の欄に掲げる範囲について行われるものであること。

科 目	範 囲
労働者の健康管理	・労働衛生関係法令 ・職場の労働衛生管理体制 ・産業医等産業保健スタッフの役割と職務 ・労働者の健康管理の基本的考え方 ・労働者の健康情報とその評価 ・労働者の健康情報の保護
事業場におけるメンタルヘルス対策	・事業場におけるメンタルヘルス対策の基本的考え方 ・労働者のメンタルヘルス不調の予防と対応、職場復帰支援 ・職場のストレス要因と職場環境の改善
事業場における労働者の健康の保持増進を図るための労働者個人及び労働者の集団に対する支援の方法	・職場における健康教育の知識と技法 ・労働者との面接の知識と技法 ・職場における労働者の集団への支援の知識と技法

- イ 研修の修了時に試験の実施等により研修の効果の確認を行うことが望ましいこと。
- ウ 研修を修了した者に対し、修了証を発行すること。

必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるもの

- (2) 研修の科目の一部又は全部免除
- 次の表の免除を受けることができる者の欄に掲げる者については、それぞれ同表の免除する科目の欄に掲げる科目の範囲で、研修の一部又は全部を免除することができる。

免除を受けることができる者	免除する科目
衛生管理者免許を受けた者	労働者の健康管理
労働衛生コンサルタント免許を受けた者	全部

なお、労働衛生コンサルタント資格を持っていると研修を受ける必要がないとされている。

日本歯科医師会HP産業保健関係資料



https://www.jda.or.jp/occupational_health/

- 産業保健各種資料
- 令和2年12月に「有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施について」が厚生労働省から都道府県労働局に発出されました。また、令和3年3月に「職場における心よからの健康づくりのための手引き〜事業場における労働者の健康保持増進のための指針〜」が厚生労働省HPに公開されたところで、これらを受けて、令和3年6月に労働者向け普及啓発リーフレット「最近、歯医者さんに行っていますか？」及び「忘れていませんか？ 歯科特殊健康診断」を作成しました。
- 令和4年6月には新たに労働者（事業所）向け普及啓発ツール「8020達成型社会の産業歯科保健」及び歯科医師向け「産業歯科保健ハンドブック」を作成しました。
- 資料は全てパワーポイントで掲載しておりますので、利用用途に応じてスライドの追加削除等していただくことができます。
- なお、令和4年4月に厚生労働省から発出された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」の内容も盛り込んでいます。
- さらに、令和4年9月には「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書」（歯科特殊健康診断）の記入上の注意事項を掲載しました。
- 事業所等への歯科口腔保健の推進をより一層進めていただくため、是非ご活用ください。
- また、産業保健に係る各都道府県の相談窓口一覧も下記に掲載しておりますのでお気軽にご相談ください。

ご清聴ありがとうございました。



- 産業歯科保健超入門編
- 「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書」（歯科特殊健康診断）の記入上の注意事項（PPTX：377KB）
- 歯科医師向け動画「働く人の口腔を守る！～職場での歯科口腔保健～」
- 8020達成型社会の産業歯科保健
- 歯科医師向け「産業歯科保健ハンドブック」（PPTX：29.7MB）
- リーフレット「最近、歯医者さんに行っていますか？」（PDF：1.15MB）
- リーフレット「忘れていませんか？ 歯科特殊健康診断」（PDF：1.08MB）